2013.9.12
讀賣新聞 【月ぎめ定価3007円（本体価格2864円＋消費税143円）】1部売り130円
（第3種郵便物認可）

中国の処分恐れ工作か

フタバ贈賄

容疑の元専務 違法操業黙認を依頼

中国の地方公務員に対する「フタバ産業」（愛知県岡崎市）現地法人の贈賄事件で、不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）容疑で逮捕された同社元専務の寺田武久容疑者(68)は、税関当局から指摘された違反に対し、厳しい処分が出ることを恐れて贈賄工作をしたとみられることが、愛知県警への取材でわかった。県警は、現地法人の資金の使途に裁量権を持っていた寺田容疑者が独断で贈賄を図ったとみている。〈本文記事1面〉

中国の公務員に賄賂を渡したとして、元専務が逮捕されたフタバ産業本社（11日、愛知県岡崎市で）

不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄） 日本人が営業で不正な利益を得るため外国の公務員に利益を供与することを禁じる法律。経済協力開発機構（OECD）加盟国が1998年に「外国公務員への贈賄防止条約」を締結したことを機に、法改正で禁止規定が盛り込まれた。違反すると、5年以下の懲役または500万円以下の罰金などの規定がある。

県警やフタバ産業によると、当時、中国に生産拠点があれば日本から送る設備にかかる税金は優遇される制度があったが、現地で登録した場所から設備を移動させると適用されない。寺田容疑者が社長だった「雙葉科技」が事実上運営する広東省東莞市大嶺山鎮の情報機器部品会社の移転の際、金型やプレス機といった製造設備を残したままにし、跡地に入った別の子会社がそのまま使用した。これが税関法違反で違法操業に当たると、2006年11月に現地の税関当局に指摘された。

県警は、寺田容疑者が現地の工場の一時操業停止や生産停止の厳しい処分が科せられることを恐れ、贈賄したとみている。現地法人は、最終的に軽い罰金刑で済んだという。寺田容疑者が働きかけた大嶺山鎮の幹部は、税関当局などと連携し、海外企業を管理・監督する権限を持っていた。

フタバ産業によると、同社は08年、監査役会から中国での使途不明金を指摘された。贈賄資金は、この使

愛知県警発表による贈賄事件の構図

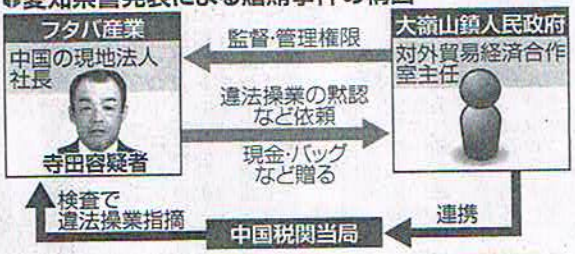

能性が高いという。一方、同年には、過去3年にわたり有価証券報告書の決算内容で虚偽記載をしていたことが明らかになった。09年には、関連会社への不正融資が発覚。この問題では今年、元常務らが逮捕されて有印私文書偽造・同行使、業務上横領罪に問われ、名古屋地裁で公判中だ。

同社は1945年創立。車のマフラー製造では国内最大手で、13年3月期の連結売上高は3652億円。00年頃から海外進出を本格化させ、米国や中国、インドなどに拠点がある。

事件について、フタバ産業の三島康博社長は「重大なことと受け止め、関係各方面に深くおわびする。引き続き、コンプライアンス（法令順守）体制の強化に尽力していく」とコメントした。

海外汚職 日本 摘発件数わずか

国際商取引で横行する不正を排除するため、OECDに加盟する日本は1998年、「外国公務員への贈賄防止条約」を締結。不正競争防止法を改正し、外国公務員への贈賄を処罰する規定を盛り込んだ。

しかし、経済産業省によると、起訴されたのは2件にとどまる。フィリピンの国家捜査局幹部にゴルフセットを贈ったとして、2007年に九電工子会社の元幹部らが略式起訴された事件と、ベトナムでの政府開発援助（ODA）事業を巡り、高官に賄賂を渡したとして、08年にコンサルタント会社「パシフィックコンサルタンツインターナショナル」の元社長らが起訴された事件だけだ。

「汚職を監視するNPO法人「トランスペアレンシー・ジャパン」（東京）の調査では、OECD加盟国の11年までの摘発件数は計708件。トップの米国は275件、2位のドイツは176件で、日本はOECDから「経済規模や海外進出状況を考えれば、摘発件数が少なすぎる」と、捜査強化をたびたび要請されている。」

広東省で日系企業向けのビジネス情報誌を発行する加藤康夫社長(41)は、「地方政府幹部らへの賄賂や接待は当たり前のこと。今回の事件は氷山の一角にすぎない」と指摘。日本企業の海外事業に詳しい「国際開発ジャーナル」主幹の荒木光弥さん(77)は、「海外での贈賄は必要悪だという甘い考えが残っている企業もある。法令順守をトップから末端まで徹底する必要がある」と語った。

◇

中国共産党の習近平（シーチンピン）総書記は、幹部らの腐敗によって失墜した党の威信を回復し、政権の求心力を高めるため、汚職撲滅を宣言。昨年11月の就任以来、「ハエも虎も一緒にたたく」と、地位の高低にかかわらず摘発するとの姿勢を強調している。「摘発は外資系企業も対象」（広東省の公安当局者）で、公安当局は現在、製薬大手グラクソ・スミスクラインの中国法人が医薬品販売に絡む大規模な贈賄を行っていた疑いがあるとして、捜査を進めている。

MEDICAL CLINIC
内科・皮ふ科
診療時間 午前9:00～12:30（月～土）
午後2:00～6:00（月・水・金）
午後2:00～4:30（火・木）
皮ふ科は月・水・金のみ
休診日 日曜、祝日、第一土曜